

沖縄県児童養護施設等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県児童養護施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 知事は、現下の物価高騰に直面する児童養護施設等（以下「施設等」という。）へ対し、負担軽減に向けた支援として、予算の範囲内において支援金を給付する。

(対象施設等及び支援金の額)

第3条 令和5年度において知事により措置された児童等を受け入れた施設等を対象とし、施設等の種別、支援金の額は別表のとおりとする。

なお、上記施設等のうち、令和4年度についても措置児童等を受け入れた施設等については、2年分の支援金額を給付する。

(支援金の給付方法)

第4条 知事は、自ら前条に示す対象施設等を特定し、給付を行う。

(帳簿等の整備及び保管)

第5条 施設等は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ関係書類を整備し、給付年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表

第1欄	第2欄	第3欄
施設等の種別	支援金の額 (年額)	給付対象経費
1 児童養護施設（定員50人以上）	64,000円	施設等 運営費
2 児童養護施設（定員49人以下）	55,000円	
3 地域小規模児童養護施設	11,000円	
4 児童心理治療施設	61,000円	
5 乳児院	61,000円	
6 自立援助ホーム	11,000円	
7 ファミリーホーム	10,000円	
8 里親	7,000円	

注1 支援金の支給等について

- ・ 施設等種別1～7については、青少年・子ども家庭課が対象施設等の抽出及び支援金の支給を行う。
- ・ 施設等種別8については、児童相談所が対象データを抽出し青少年・子ども家庭課へ提供した上で、青少年・子ども家庭課が支援金の支給を行う。

注2 対象施設等について

- ・ 一時保護、レスパイトのみ受け入れの施設等は対象外とする。